

都市建設委員会委員長報告書

令和7年7月9日

都市建設委員会に付託されました議案2件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第53号「市道路線の認定について」について報告します。

本案は民間宅地開発によるもの5路線、千葉県事業によるもの2路線の計7路線を市道として認定し、適切な維持管理のもと、市民の利便の向上に資するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

下花輪1号自転車歩行者専用道路は、フェンスが未完成であり、アスファルトにひびが入っている。また、三輪野山10号自転車歩行者専用道路は、横断歩道が片側にしかない。市道路線を認定したことで、道路の安全利用や、再工事に伴う市の経費がかかるなど問題が生じる可能性があり、今議会での市道路線認定は、いささか早すぎるのではないかと考え、反対とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号「流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」について報告します。

本案は流山インターチェンジ西部地区地区計画の都市計画決定及び平和台1丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、これらの地区計画の地区整備計画区域について、建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の用途等の制限を定め、並びに東洋学園地区地区計画の都市計画変更による当該地区計画の廃止に伴い、

当該地区計画の区域を建築物の用途等の制限の対象から外すものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

流山インターチェンジ西部地区地区計画の地区整備計画区域については、まちづくりの在り方として、江戸の台所ともいわれ、市内でも一番の良好な稲作地域であった。地権者が赤字経営を強いられているため、稲作を続けられない、後継者がいないなどの理由は理解するが、物流やにぎわい施設など開発優先になるべきではないと指摘する。

また、平和台1丁目地区地区計画の地区整備計画区域は、地域住民より、データセンター計画が取り下げになったのは良かったといわれている。しかし、なぜ用途地域をもとの第一種住居地域に戻さず、地区計画だけを変更するのかという点について、住民の納得が得られず、行政への信頼を損ねていることから、反対とする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上